

個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定(案)一覧

|                | 法律   | 政令(骨子案)  | 委員会規則(骨子案)   | 備考  |
|----------------|--|--|--|---|
| 個人<br>識別<br>符号 | <p>「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、<u>政令で定めるものをいう。</u></p> <p>(1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> | <p>個人識別符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして<u>個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア)DNAを構成する塩基の配列</p> <p>(イ)顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌</p> <p>(ウ)虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>(エ)発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>(オ)歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>(カ)手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p> <p>(キ)指紋又は掌紋</p> | <p>(1)身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。</p> | <p>・身体の特徴については、政令で掲げられたもののうち、特定の個人を識別するに足りるものの要件を法令上明確にする必要があるところ、技術の進歩に応じて頻繁に見直しを行う可能性があることから、個人情報保護委員会規則でその基準を定めることとした。</p> |

|                | 法律  | 政令   | 委員会規則  | 備考  |
|----------------|---|--|--|---|
| 個人<br>識別<br>符号 | (2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの | (2)旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号<br>(3) <u>国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u><br><br>(4) <u>上記(1)～(3)に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u> | (2)個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。<br>(ア)国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号<br>(イ)後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号<br>(ウ)健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号等 | ・各種被保険者証の番号等の根拠規定は、それぞれの省令にあるため、政令で規定するにはなじまないことから、個人情報保護委員会規則で定めることとなった。<br>・第5回委員会資料にある「国家資格の登録番号」については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいことから、規定しないこととしてはどうか。 |

|         | 法律  | 政令   | 委員会規則  | 備考  |
|---------|---|--|--|---|
| 要配慮個人情報 | この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 | 要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。<br>(ア)身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。<br>(イ)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果<br>(ウ)健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。<br>(エ)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。<br>(オ)本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 | 要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。<br>(ア)身体障害者福祉法における身体上の障害<br>(イ)知的障害者福祉法における知的障害<br>(ウ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害<br>(エ)治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの | ・第10回委員会資料にある「ゲノム情報」については、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は政令(イ)の「健康診断その他の検査の結果」及び政令(ウ)の「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、政令には明記されないこととしている。 |

|             | 法律  | 政令 | 委員会規則  | 備考 |
|-------------|---|----|--|----|
| 要配慮<br>個人情報 | <p>個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(ア)法令に基づく場合</p> <p>(イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(オ)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者 <u>その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</u></p> |    | <p>要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。</p> <p>(ア)外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関</p> <p>(イ)外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者</p> |    |

|  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
|  | <p>(カ) <u>その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合</u></p> | <p>要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、次に掲げる場合とする。</p> <p>(ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>(イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p> |  |  |
|--|---|--|--|--|